各位

石川県小松市工業団地一丁目 93 番地 コマニー株式会社 代表取締役 社長執行役員 塚本 健太

株式売渡請求の承認に関する公告

当社は、会社法(平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じとします。)第 179 条第 1項に規定する特別支配株主である株式会社コマツコーサン(以下「コマツコーサン」といいます。)から、2022 年 6 月 29 日付で、会社法第 179 条第 1項に基づき、当社の株主(但し、コマツコーサン及び当社を除きます。)(以下「本売渡株主」といいます。)の全員に対し、その有する当社の普通株式(以下「本売渡株式」といいます。)の全部をコマツコーサンに売り渡すことを請求(以下「本株式売渡請求」といいます。)することを決定した旨の通知を受け、同日開催の当社取締役会において、本株式売渡請求を承認することを決議いたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号。その後の改正を含みます。)第 161 条第 2項及び会社法第 179 条の 4 第 1 項の規定により、以下のとおり公告いたします。

記

1. 特別支配株主の名称及び住所

名称:株式会社コマツコーサン

住所:石川県小松市軽海町ウ18番地3

- 2. 株式売渡請求をしない特別支配株主完全子法人の名称 該当事項はありません。
- 3. 本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項

コマツコーサンは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価(以下「本売渡対価」といいます。) として、その有する本売渡株式1株につき2,100円の割合をもって金銭を割当交付します。

- 4. 新株予約権売渡請求に関する事項 該当事項はありません。
- 5. 特別支配株主が売渡株式を取得する日(以下「取得日」といいます。) 2022 年8月1日
- 6. 本売渡請求に係る取引条件

本株式売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付するものとします。

ただし、当該方法により本株式売渡対価の交付ができなかった本売渡株主については、当 社の本店所在地にて、当社が指定した方法により(本売渡対価の交付についてコマツコー サンが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により)、本株式売